

(保 90) (情シ 20)
令和 3 年 7 月 2 日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事
松本 吉郎
長島 公之
(公印省略)

「オンライン資格確認」集中導入開始宣言に関する説明会開催及び
顔認証付きカードリーダー「機種未定」申込の「機種選定」期間延期について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より、オンライン資格確認について、
下記の事務連絡がございました。

1. 「オンライン資格確認」集中導入開始宣言に関する説明会の実施について

オンライン資格確認につきましては、システムの安定性確保や加入者データの正確性担保などの観点から、当初本年 3 月に予定していた本格稼働開始が延期され、プレ運用が継続されている状況にあります。

この間、個人番号登録のシステムの的なチェック機能を設けるなどの対応を行ったことによりデータの正確性が担保され、オンライン資格確認を安心して利用できる環境が整ったとのことです。それを受けて、6 月 25 日開催の社会保障審議会医療保険部会にて、「データの正確性や導入のメリット、マイナンバーカードの普及状況等について発信し、多くの医療機関・薬局に早期参加を呼びかける『集中導入開始宣言（リスタート宣言）』を 7 月に行い、プレ運用を拡大していくための各種促進策を行う。」ことが発表されました（別添 1）。

つきましては、オンライン資格確認の現在の導入状況や運用拡大に向けた環境整備状況について報告するために、本年 7 月 9 日（金）18:00～19:00 の時間帯に、厚生労働省がオンライン説明会「オンライン資格確認 集中導入開始宣言」を開催、YouTube Live にて配信するとのことです（<https://youtu.be/ttCvquBfUAY>）。

当該説明会の詳細につきましては、別添 2 をご参照ください。同資料は、社会保険診療報酬支払基金より各医療機関に発送する広報誌（7 月号）にも同封されます。

2. 顔認証付きカードリーダー「機種未定」申込の「機種選定」期間延期について

※対象は、「機種未定」で申込済の医療機関になります

オンライン資格確認に必要な顔認証付きカードリーダーにつきましては、現在4機種がリリースされており、基本的には、オンライン資格確認の利用申請の最初のステップで無償提供される機種を選択することになります。本年3月、オンライン資格確認の申請促進の一環として、同月末までの期間限定で「機種未定」での申込が可能となりましたが、「機種未定」を選択した場合には、本年6月末までに機種を選定する必要があり、期限までに機種選定しない場合はキャンセル扱いとなる、とされておりました。

今般、この「機種未定」申込後の「機種選定」を行っていない医療機関が一定数存在することから、「機種選定」期間が本年6月末から8月1日まで延期されることとなりました。該当する医療機関におかれましては、医療機関等向けポータルサイト (<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>) または医療情報化支援基金の電話窓口 (0800-080-4583) から、機種の申込をいただきたいとのことです。

なお、延長後の期限内でも機種選定ができない特段の理由がある場合（システム事業者から見積が提供されない等）には、日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内の「オンライン資格確認相談窓口」にご相談ください。

【日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内オンライン資格確認相談窓口】

<https://www.med.or.jp/japanese/members/info/jirei.html>



つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、是非、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【別添資料】

- ・令和3年6月30日付日医宛て厚生労働省保険局医療介護連携政策課名事務連絡「「オンライン資格確認」集中導入開始宣言に関する説明会開催及び顔認証付きカードリーダー「機種未定」申込の「機種選定」期間延期に関する周知について（協力依頼）」
- ・別添参考資料：個人番号誤入力チェック機能の強化について
- ・別添1：オンライン資格確認等システムの今後の拡大方針について（医療保険部会資料から抜粋）
- ・別添2：オンライン資格確認に関する医療機関向け案内チラシ
- ・別添3：医療機関・薬局への補助

以上

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 30 日

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会
一般社団法人日本保険薬局協会

御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「オンライン資格確認」集中導入開始宣言に関する説明会開催及び
顔認証付きカードリーダー「機種未定」申込の「機種選定」期間延期に関する
周知について（協力依頼）

日頃より、貴会におかれましては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

また、日々の新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

「オンライン資格確認等システム」の導入に関して、「オンライン資格確認」集中導入開始宣言に関する説明会及び顔認証付きカードリーダー「機種未定」申込の「機種選定」期間延期につきまして、下記のとおりご案内いたしますので、貴会会員の皆様への周知にご協力頂きますよう、お願い申し上げます。

記

1. 「オンライン資格確認」集中導入開始宣言に関する説明会の実施について


厚生労働省では、本年3月にプレ運用の継続を決定して以降、「オンライン資格確認」に使用するデータの正確性の担保等に努めてきました。その結果、現在は、新規登録者について自動的に住基ネットに照会する機能を追加するといった個人番号登録のシステム的なチェック機能を設けるなど（別添参考資料）、制度を運用していくデータの正確性が担保される状態となり、オンライン資格確認を安心してご利用いただける環境が整っています。

これを受け、本年6月25日に開催された医療保険部会で「データの正確性や導入のメリット、マイナンバーカードの普及状況等について発信し、多く

の医療機関・薬局に早期参加を呼びかける『集中導入開始宣言（リスタート宣言）』を7月に行い、プレ運用を拡大していくための各種促進策を行う。」と発表させていただいたところです（別添1）。

この「集中導入開始宣言」につきまして、その詳細等を以下のとおりご案内いたします。また、社会保険診療報酬支払基金より発送する広報誌（7月号）（別添2）にも当該説明会の案内等を同封しておりますので、あわせてご案内いたします。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種対応等コロナ禍で大変お忙しいことと存じますが、お時間の許す範囲で是非ともご参加いただけますと幸いです。

日時	2021年7月9日（金）18:00～19:00
参加 URL	https://youtu.be/ttCvquBfUAY （YouTube Live での配信となります。）  ※事前登録は不要です。時間になりましたら上記 URL にアクセスいただくことで視聴いただけます。 ※オンライン配信のみでの実施となります。
登壇者	厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課長 山下護
内容	○「集中導入期間」が始まります ○導入された機関からいただいた「やってよかった」の声 ○「集中導入期間」で今すぐ導入を など ※質疑応答はチャット機能を用いた形式となります。質問の際は、医療機関名・薬局名を質問の前に記載していただく予定です。

【機種未定で申込み済の医療機関・薬局の皆様へ】

2. 顔認証付きカードリーダー「機種未定」申込の「機種選定」期間延期について

※ 本年2月1日～3月31日までの間に「機種未定」申込を行った方のみに関係するお知らせです。なお、4月1日以降に顔認証付きカードリーダーの申込を行った場合の費用補助等の概要は別添3のとおりです。

オンライン資格確認等システムに必要な顔認証付きカードリーダーの申込に係る「機種未定」申込については、令和3年2月1日～3月31日までに申し込みを行った医療機関・薬局に限り、「機種未定」申込を行うことを可能とし、「機種未定」を選択した医療機関・薬局は、6月末までに実際の機種を選んであいただくこととしておりました（『オンライン資格確認』の顔認証付きカードリーダー申込みに関する会員への周知について（協力依頼）（令和3年3月24日付事務連絡）及び『オンライン資格確認』の顔認証付きカードリーダーに係る『機種未定』への変更申込みに関する会員への周知について（協力依頼）（令和3年3月31日付事務連絡）参照）。

その際、仮に令和3年6月末までに機種選定をされない場合には、申込みをキャンセル扱いとする旨も併記しておりましたが、今般、この「機種未定」申込後の「機種選定」を行っていない医療機関・薬局が一定数存在すること

を踏まえ、「機種選定」期間を本年6月末から8月1日まで延期します。

「機種未定」申込を行った医療機関・薬局が「機種選定」を行う方法は以下のとおりですので、該当する医療機関・薬局におかれては対応のほどお願いいたします。

医療機関等向けポータルサイトにログインいただき、顔認証付きカードリーダー申込み画面の「メーカー名/製品名（型番）」欄を、「機種未定」から申込み希望の機種名に変更をお願いいたします。

・顔認証付きカードリーダー申込画面

<https://shinsei.iryohokenjyoho-portalsite.jp/pc/enquete/face/>

・顔認証付きカードリーダーの申込手順書（申込内容を変更する）

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/6678af959001f7a068f502a20859a68e.pdf>

お電話での変更申込は0800-080-4583（医療情報化支援基金）にて承っております。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。何卒、よろしくお願いいたします。

以上

【問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

電話：03-3595-2174

E-mail: suisin@mhlw.go.jp

個人番号誤入力チェック機能の強化について

- 3月31日より、医療保険者等が新規加入者情報を登録する際、既に中間サーバー等に登録されているデータと「**個人番号 + 生年月日**」で**突合**し、同一個人番号で生年月日が異なる者を「**個人番号誤登録疑い**」として検出し、**医療保険者等へ通知**する機能を追加している。
- 6月末からは、新生児等、過去に医療保険者等向け中間サーバー等に登録されている個人番号がない新規加入者情報を検知し、**自動的に住基ネットへ照会**し、**突合結果を医療保険者等へ通知**する機能を追加する。(機能①)
- また、「**個人番号 + 生年月日 + カナ氏名**」で**突合**することにより、双子などを検知できるようにする。(機能②)

医療保険者等

医療保険者等中間サーバー等（運用支援環境）

転職等による新規加入者登録



A保険者が登録する情報
個人番号：1111
生年月日：H1.9.13
氏名：シカク ハナコ



A保険者が登録する情報
個人番号：2222
生年月日：H3.7.4



A保険者が登録する情報
個人番号：3333
生年月日：R3.03.01



A保険者が登録する情報
個人番号：4444
生年月日：H16.8.4
氏名：シカク ジロウ

個人番号誤入力チェック

登録



過去 B 保険者が登録した情報
個人番号：1111
生年月日：H1.9.13
氏名：シカク ハナコ

登録



過去 B 保険者が登録した情報
個人番号：2222
生年月日：S62.9.13

登録

履歴なし

疑いがある旨通知

結果を通知

疑いがある旨通知

自動的に照会

住基ネット

「疑いがある」旨の通知を受けた保険者は、本人確認またはJ-LIS照会を行い、確実な個人番号を確認したうえで登録を行う

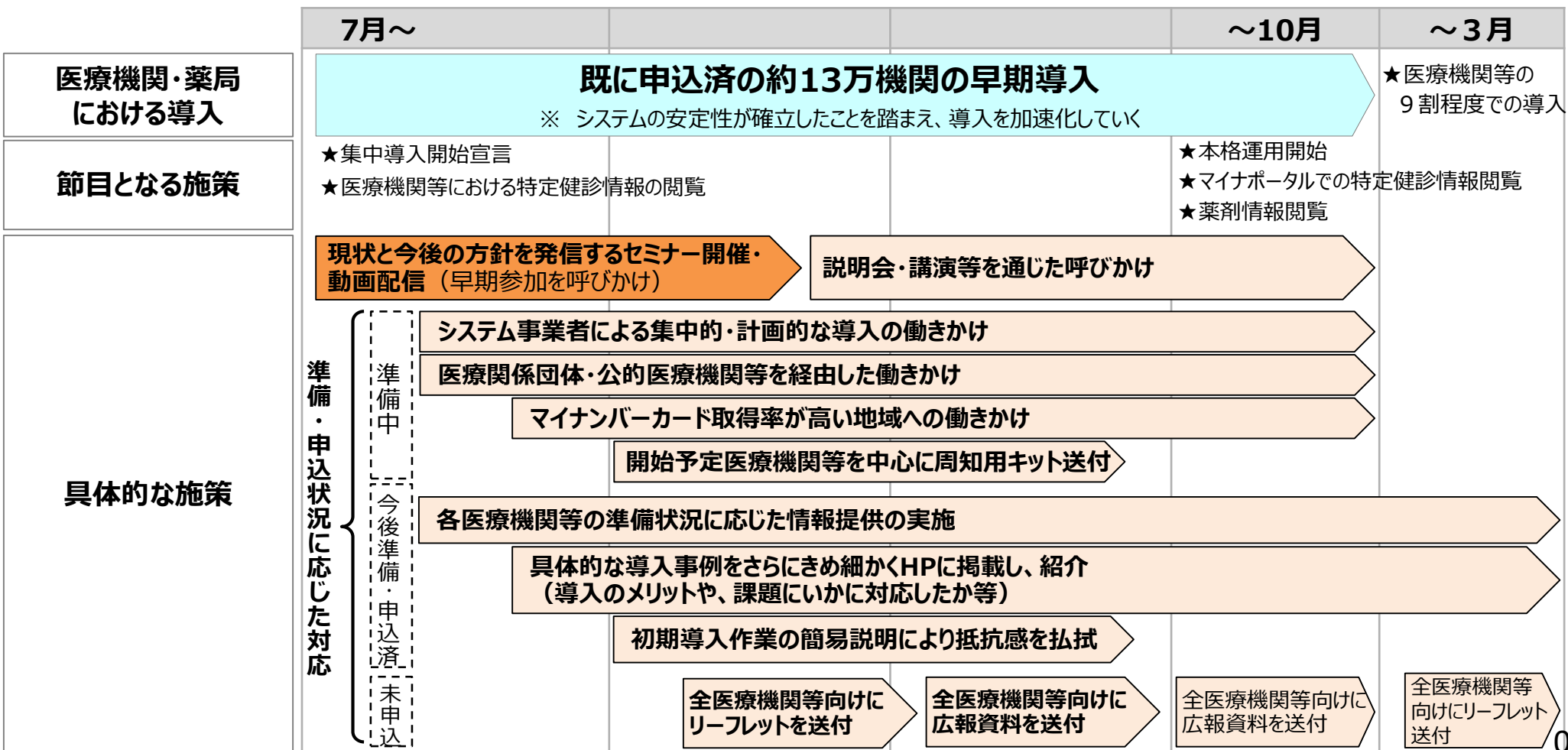
蓄積されている履歴なしの結果を定期的に突合

機能①

機能②

- 本番環境によるサービスが開始されており、制度を運用していくデータの正確性も担保されていることを踏まえ、本格運用開始から参加機関数を増やすのではなく、7月から本格運用開始までを「集中導入期間」と位置づけ、参加機関数を大幅に広げていく。
- データの正確性や導入のメリット、マイナンバーカードの普及状況等について発信し、多くの医療機関・薬局に早期参加を呼びかける「集中導入開始宣言（リスタート宣言）」を7月に行い、プレ運用を拡大していくための各種促進策を行う。

【今後のスケジュール】



続々
拡大中！

オンライン資格確認を導入された 医療機関・薬局の声をご紹介！

日本海総合病院(山形県酒田市)



Q. オンライン資格確認を導入したことで、業務の内容や流れはどのように変わりましたか。

A. これまでは、医事会計システムに登録した内容について保険証のコピーをもとに目視でダブルチェックしていましたが、医事会計システムと連携したことにより資格確認の結果を画面上で確認できるようになり、業務の効率が向上しました。(続きは導入事例サイトへ)

あかいクリニック(東京都三鷹市)



Q. 実際に導入してみて最も大きなメリットは何でしょうか。

A. 保険情報の確認は、これまで目視による健康保険証の確認と手作業による入力で、患者さん1人当たり30秒ほどかかっていた。顔認証付きカードリーダーを導入することにより、この作業があつという間に済むようになりました。(続きは導入事例サイトへ)

矢嶋歯科医院(東京都杉並区)



Q. 導入後のランニングコストはいかがですか

A. レセプトコンピューター側の価格設定次第ではありますが、それほど高額にはならないのではないのでしょうか。インターネット回線を引く金額とそう変わらないはずですが、保守費用などが月額負担としてかかるケースもあるようですが、日常業務で発生する細かなトラブルに対応してくれることを考えれば必要な経費だと思います。(続きは導入事例サイトへ)

さなえ薬局(東京都足立区)



Q. システム導入において苦労した点はどこですか？

A. 日頃からお世話になっていて信頼しているシステムベンダーにお任せしましたので、特に大きな苦労はありませんでした。過去にレセプトコンピューターなど他のシステムを導入してもらったシステムベンダーに依頼すれば、オンライン資格確認等システムと他のシステムを一元化できる可能性がありますし、相談などもしやすいでしょう。(続きは導入事例サイトへ)

「導入事例紹介サイト」にてその他の事例も紹介中！



オンライン資格確認
導入事例紹介特設サイト

システムの導入から運用までの事例を紹介します

導入事例を見る



ポータルサイトからも
アクセスできます！

全医療機関・
薬局対象

7月9日（金）
18:00～19:00

厚生労働省による説明会 オンライン資格確認 集中導入開始宣言 ～7月からは集中導入期間へ～

全ての医療機関・薬局の方に向けた説明会

- 全ての医療機関・薬局の皆様へ、厚生労働省より、**オンライン資格確認の現在の導入状況**や、**運用拡大に向けた環境整備状況のご報告**をさせていただきますオンライン説明会を実施します。
- 質疑応答時間も設けておりますので、その場でご質問いただくことも可能です。※
※チャット機能を用いた質問となります。その場で回答させていただきます質問数には限りがあります。予めご了承ください。

**今後のオンライン資格確認の実施に係る重要な説明会です。
是非ご参加ください。（参加機関数に制限はありません）**

事前登録不要・オンラインで参加可能

- 下記のURLにアクセスするだけでご参加いただけます。（YouTube Liveでの配信を行います。）
- 参加にあたっての登録等は**一切不要**です。時間になりましたら、下記のURLよりアクセスください。
- 当日ご参加いただけない場合も、後日アーカイブ映像を配信いたします。
（医療機関等向けポータルサイトアカウントにご登録いただいているメールアドレス宛にご連絡します）



「オンライン資格確認 集中導入開始宣言」

日程：2021年7月9日（金）

時間：18:00～19:00（ご説明＋質疑応答）

URL：<https://youtu.be/ttCvquBfUAY>

※医療機関・薬局の方向けの説明会となっておりますので、医療機関・薬局外へのURLの発信・共有はお控えください。

**オンライン資格確認導入に関する手続き・各種申請は
医療機関等向けポータルサイトで確認できます**

アカウント登録でできること

- ・最新情報をメールでお知らせ
- ・顔認証付きカードリーダー申込
- ・オンライン資格確認利用申請
- ・補助金申請

AIチャットボットの
「シカク」です。
僕が24時間いつでも
疑問に答えます！



医療機関ポータル

検索

お問合せ先：オンライン資格確認等コールセンター
contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

☎ 0800-0804583（通話無料）月～金 8:00～18:00
土 8:00～16:00

医療機関・薬局への補助

- **顔認証付きカードリーダーは、医療機関及び薬局に無償提供**（病院 3 台まで、診療所等 1 台）。
- **それ以外の費用**（①マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等）は、以下の上限額と割合で補助。

（補助の対象となる事業）

- ・ オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末の購入・導入
- ・ レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等のアプリケーションに組み込むパッケージソフトの購入・導入
- ・ オンライン資格確認に必要となるオンライン請求回線の導入、既存のオンライン請求回線の増強
- ・ オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 電子カルテシステムの改修は、資格確認だけでなく、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修を含みます。

	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン 薬局以外)
顔認証付き カードリーダー 提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の 費用の 補助内容	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合	21.4万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その 1/2 を補助	32.1万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その 3/4 を補助
	105万円を上限に 補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その 1/2 を補助	100.1万円を上限に 補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その 1/2 を補助	95.1万円を上限に 補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その 1/2 を補助		

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額です。